

| | |
|--|---|
| ① 件名 | 石巻市浄化槽切替助成事業について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | <p>【背景】 宮城県内自治体の下水道平均水洗化率は、平均94.6%であるが石巻市は79.1%にとどまっております、35自治体中25番目となっている。</p> <p>浄化槽設置世帯では既に水洗化されており、新たに下水道供用開始区域になっても下水道への切替え意識が薄いため、浄化槽から下水道への切替え促進策が必要となっている。</p> <p>【目的】 浄化槽から下水道への切替工事費の一部を助成し経済的負担を軽減することで、下水道切替を促し水洗化率向上と下水道事業経営の基盤強化を図るもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | <p>【根拠法令】 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年4月1日規則第47号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | 平成29年7月～9月 浄化槽切替助成について部内検討 |
| ⑤ 主な内容 | <p>1 事業内容 下水道供用区域内で浄化槽等から公共下水道に接続替えする際に工事費の一部を補助する。</p> <p>2 助成対象者 既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続したもので次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 処理区域内の住宅（住宅の延べ面積の2分の1以上に相当する部分を専ら住居として使用し、販売を目的とした住宅でないこと。）の所有者（借地又は借家の場合にあつては、その所有者から切替工事を行うことについて同意を得た者）</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していない者</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 受益者負担金及び分担金を滞納していない者</p> <p>3 対象地域 公共下水道事業処理区域内</p> <p>4 補助金額 上限10万円とし、切替に要した経費。</p> <p>5 開始時期 平成30年4月1日から</p> |
| ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） | <p>【影響・効果】 切替え促進策により接続件数が増加すると、水洗化率の向上及び使用料収入の増収が見込まれ、下水道事業経営の基盤強化が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 10万円×100件＝10,000千円</p> |

| |
|--|
| ⑦ 他自治体の政策との比較検討 |
| <p>【近隣市町村の施策】</p> <p>東松島市：排水設備整備事業補助金（一定条件あり）</p> <p>女川町：助成無し</p> <p>栗原市：栗原市合併処理浄化槽切替助成事業、栗原市単独処理浄化槽切替助成事業</p> |
| ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 |
| <p>平成30年2月 市議会第1回定例会に当初予算案を提案</p> <p>3月 石巻市浄化槽切替助成事業補助金交付要綱を制定（平成30年4月1日から施行）</p> |
| ⑨ その他 |
| |